

## 21世紀の新たな森林づくりを目指して



滋賀には琵琶湖をはじめとする豊かな自然があります。中でも森林は県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林やあかまつ、こなら、ぶななどの天然林が琵琶湖と一体となって四季折々の風景をつくりだしています。

これらの森林は、生命の源である清らかな水を養い、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息、生育の場であるなど様々な役割を果たしています。また、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たち県民はもとより下流域の人々も多くの恵みを受けていますが、その琵琶湖の水を育んでいるのは、周りを囲む山々の緑豊かな森林です。琵琶湖の恵みはとりもおさず森林からの恵みとも言えるのです。まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産なのです。

これまで多くの森林は、木材生産を中心とする林業に支えられた山村に住む人々によって手入れがされてきました。しかし、輸入木材の増加や木材価格の低下などによる林業の不振等に伴い、適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきました。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

今こそ私たちは、森林の大切さを再認識し、緑豊かな森林を守り育てる取り組みを進めなければなりません。そうした決意のもとに「琵琶湖森林づくり条例」を制定しました。今後はこの条例のもとに、県民の皆さんと協働しながら、21世紀にふさわしい森林づくりを推進していきたいと願っています。皆さんの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成16年4月

滋賀県知事

國松善次